

広島市告示第562号
広島市教育委員会告示第25号
令和7年12月24日

広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第17条第1項及び広島市立中央図書館条例（昭和49年広島市条例第70号）第11条第1項の規定に基づき、広島市東区民文化センター及び広島市立東区図書館の合築施設の呼称を定めたので、広島市区民文化センター条例第17条第2項及び広島市立中央図書館条例第11条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

広島市教育委員会

- 1 広島市東区民文化センター及び広島市立東区図書館の合築施設の呼称
「マリモホールディングス東区民文化センター・東区図書館」
- 2 呼称を定める期間
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで